権利関係⑦ 抵当権

〇×式確認問題 【問題】

- * 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは?マークを入れておくと後から復習しやすい。
- 1 抵当権設定者は、抵当権者の同意がなければ、土地・建物等、抵当権の目的物を譲渡することができない。
- 2 AがBに対する債務を担保するために、A所有の甲建物に抵当権を設定した後、Cに対する債務の担保のためにも、甲建物に抵当権を設定した。この場合、Cの抵当権設定登記の方が、Bの抵当権設定登記より先であるときは、Bが抵当権を実行したとしても、CはBに優先して弁済を受けることができない。
- 3 Aの抵当権設定登記があるB所有の建物の賃料債権について、Bの一般債権者が差押え をした場合には、Aは当該賃料債権に物上代位することはできない。
- 4 Aが、A所有の甲土地にBから借り入れた2,000万円の担保として抵当権を設定した。その後、甲土地上の建物が火災によって焼失してしまったが、当該建物には火災保険金が付されていた場合には、Bは、甲土地の抵当権に基づき、この火災保険金を差し押さえることによって、当該抵当権の効力を及ぼすことができる。
- 5 AはBから2,000万円を借り入れて土地とその上の建物を購入し、Bを抵当権者として 当該土地及び建物に2,000万円を被担保債権とする抵当権を設定し、登記した。この場合に おいて、Bの抵当権設定登記後にAがCに対して当該建物を賃貸し、当該建物をCが使用 している状態で抵当権が実行され、当該建物が競売されたときは、Cは競落人に対して、 1年間、明渡しの猶予を主張することができる。
- 6 土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合、土地に対する抵当権設定当 時、建物については登記がなされていなかったときは、法定地上権は成立しない。

- 7 AはBから借金をし、Bの債権を担保するために、A所有の土地及びその上に存在する 建物に抵当権を設定した。その後、当該抵当権の実行により、Cが当該建物、Dが当該土 地を買い受けた場合、DはCに対して、当該土地の明渡しを請求することはできる。
- 8 更地に抵当権を設定した後、その土地上に建物が築造されたときは、抵当権者は土地と建物を一括して競売することができるが、優先的に弁済を受けることができるのは、土地の代価からであり、建物の代価については、土地の代価だけでは弁済が不足している場合についてだけ、弁済を受けることができる。
- 9 抵当権が設定されている土地を買い受けた者は、債務者でもある抵当権設定者の意思に 反しても弁済することができるが、その場合には、弁済額の償還を抵当権設定者に請求で きない。
- 10 AがBに対する債務を担保するために、A所有の更地である甲土地に抵当権を設定した 後、甲土地上にAの乙建物が築造されたとき、Bは甲土地と乙建物を一括して競売するこ とができ、また、甲土地と乙土地の競落人は同一人でなくてもよい。